

議案第43号

建物の処分について

次の建物を売り払う。

所在地 大阪市港区築港2丁目7番地3

構造規模 鉄筋コンクリート造鋼板ぶき陸屋根8階建

建築面積 807.38平方メートル

延床面積 5,195.13平方メートル

契約金額 322,056,000円

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

本市所有建物を株式会社福地興産に売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。